

拝啓 時下ますます御健勝のことと存じます。

さて、本日付けで別途通知した「地域おこし協力隊推進要綱」について、現段階において検討中の財政措置の概要等を送付します。

今後、各地方公共団体をはじめとする関係各位の御意見等も参考としながら、さらに検討を進めていくこととしております。各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村にもこの趣旨を周知いただくようお願いいたします。

時節柄御自愛専一の程お祈りいたします。

敬 具

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

総務省地域力創造審議官
椎 川 忍

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

「地域おこし協力隊」の推進に向けた財政措置について

以下の通り検討を進めておりますので、御承知おき下さい。

- 1 地方自治体が、「地域おこし協力隊推進要綱」に基づき地域おこし協力隊に取り組む場合の財政支援については、平成21年度から、報償費など概ね次に掲げる経費が必要となることを踏まえ、地域おこし協力隊員1人あたり350万円程度（報償費等については200万円程度）の特別交付税措置を行うこと（財政力を加味した措置とするかなどを含む。）
- 2 要綱における「生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等」及び「過疎、山村、離島、半島等の地域」の範囲をはじめ具体的な隊員の対象範囲などについては、地方自治体等の意見も参考としながら決定すること

なお、各地方自治体の取組状況等については、別途調査を行うことを予定しております。地方自治体が地域おこし協力隊に取り組むに当たって総務省への事前申請等を行う必要はありませんが、御不明な点があれば、個別に下記連絡先までお問い合わせ下さい。

また、平成20年度第2次補正予算における地域活性化・生活対策臨時交付金により造成した基金や「ふるさと雇用再生特別交付金」を活用して地域おこし協力隊に取り組むことも可能であるので念のため申し添えます。

【必要経費の例】

○地域おこし協力隊員の募集等に要する経費

- ・都市部における募集・PR費
- ・職員旅費
- ・各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等

○地域おこし協力隊員の活動に要する経費

- ・報償費等
- ・住居、活動用車両の借上費
- ・活動旅費等移動に要する経費
- ・作業道具・消耗品等に要する経費
- ・関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費
- ・隊員の研修受講に要する経費 等

【連絡先】 自治行政局地域自立応援課 電 話 03-5253-5392
FAX 03-5253-5537